



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年9月26日金曜日 第648号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止の一部改正……………（漁政課）… 682
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 682
- 道路の区域変更（県道皿ヶ嶺公園滑川線）……………（中予地方局管理課）… 682
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 683
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 683

告 示

○愛媛県告示第859号

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止（昭和63年10月愛媛県告示第1183号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年9月26日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
のり等養殖業（のり養殖業）		のり等養殖業（のり養殖業）	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
省略		省略	
津倉・宮窪町・弓削加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧津倉漁業協同組合、旧宮窪町漁業協同組合及び旧弓削漁業協同組合の地区	津倉加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧津倉漁業協同組合 _____の地区
		宮窪町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宮窪町漁業協同組合の地区
		弓削加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧弓削漁業協同組合の地区
省略		省略	

○愛媛県告示第860号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年9月26日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般・特-2)第2602号	令和2年10月13日	森越建設㈱	越智均	今治市鯉池町2-3-23	令和7年8月18日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年9月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字梅藪甲187番5から 同字甲185番7まで	旧	メートル 5.3～ 8.6	キロメートル 0.078	
			新	3.3～ 8.6	0.078	

○愛媛県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字梅藪甲187番5から 同字甲185番7まで	令和7年9月26日

○愛媛県告示第863号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年9月26日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7 中局建（開）第21号 令和7年9月17日	伊予市米湊字大角藏1585番7、1586番1、1585番7南側地先里道水路	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡